

3. 家を安全な場所にする

☆けがの原因の多くは、家具の転倒・落下や割れたガラスによるものです。

自宅の耐震性を確認する!	部屋の中を見直す!	お風呂の水に注意!
1981(昭和56)年6月に建築基準法が改正され、耐震基準が変更されました。家を建てたのが1981年6月以前なのか以降なのか、これが自宅の耐震性の一つの目安になります。	意外と家の中には、家族の命を脅かしたり、脱出を妨げるものがたくさんあります。あらかじめ次の対応ができていますかチェックしましょう。 転倒防止 …… 背の高い家具を固定する 飛び出し防止 …… 食器棚の扉などにストッパーを付ける 落下防止 …… 吊り下げタイプの照明を補強する 飛散防止 …… ガラス窓に飛散防止フィルムを貼る 普段過ごす部屋から玄関までの地図を描いてみるのもよいでしょう。家の中のどこに安全な場所があるのか、無事に外まで逃げることができるのか、確認することができます。	水道が止まったときに備えてお風呂に水をためるのはよく聞く話です。しかし、小さな子どもは少しの水でもおぼれてしまい、事故につながる恐れがあります。 子どもの年齢や身長によっては、かえって危険な場合があるので、給水袋を使用するなど各家庭の状況に応じた備えをしましょう。



第1回 男女共同参画フォーラムを開催します

日時 7月3日(日)午後2時～4時
場所 中央公民館 大ホール
演題 ちいさないのちを守るために
～家族で取り組む防災～
講師 あんどうりす(アウトドア流防災ファシリテーター)
内容 講義と体験講習
※動きやすい服装で参加してください。
対象 3歳未満の子どもがいる夫婦
※夫婦での参加が原則です。
※子どもも一緒に講習に参加できます。
持ち物 敷物(ピラティスマットや毛布など)
保育 2歳以上の子どもを対象。定員がありますので、希望する人は早めに申し込んでください。
申込方法 6月22日までに電話・ファクスまたはEメールで申し込み。電話以外の方法で申し込むときは ①参加する全員の氏名 ②子どもの年・月齢 ③代表者の連絡先(住所・電話番号・ファクス番号) ④保育希望の有無の4点を明記してください。
☎ 企画課 ☎ (23)7427 FAX (25)0282
✉ kikaku@city.kisarazu.lg.jp



6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です

平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が成立し、毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」と定められています。
平成23年度「男女共同参画週間」のキャッチフレーズは“チャンスをつかち、未来を拓こう”です。

ドメスティック・バイオレンスの現況

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、一般的に配偶者や恋人など、親密な関係にある人からふるわれる暴力をいいます。

暴力には、なぐる、蹴るといった身体的暴力だけでなく、無視をする、外出を禁止する、汚い言葉でのしるなどの精神的暴力、生活費を渡さない、外で働くことを妨害するなどの経済的暴力、性的暴力など、あらゆる形の暴力が含まれます。

たとえ配偶者であっても暴力は決して許されません。本市のDV相談件数は減少していますが、近年は、複雑かつ深刻な相談が多く見受けられます。DVでお悩みの人は、ひとりで悩まないで相談してください。

避難情報と津波情報



市は、災害時などに3段階の避難情報を発令します。

- ①**避難準備情報** 「災害時要援護者(子どもやお年寄り、身体障害者などのいわゆる災害弱者)」の避難が必要ときに発令します。いつでも避難できるように準備をして、テレビやラジオ、市の広報無線・広報車の放送に注意を傾けてください。
- ②**避難勧告** 実際に周辺地域に被害が出る恐れがあり、避難する必要があるときに発令します。できるだけ速やかに最寄りの避難所・避難場所に避難してください。
- ③**避難指示** 避難勧告よりも急を要する場合や危険性が非常に高いときに発令します。ただちに最寄りの避難所・避難場所に避難してください。もし逃げ遅れた場合は、高台や開けた場所など災害の状況に応じて安全な場所に避難してください。

気象庁は津波の程度に応じて、3種類の津波情報を発表します。

- ①**津波注意報** 0.5m程度の津波が予測される場合に発表されます。津波に注意する必要があります。
- ②**津波警報** 高いところで2m程度の津波が予測される場合に発表されます。発表される津波の高さは1mか2mで、津波による被害が出る恐れがあります。
- ③**大津波警報** 3m以上の津波が予測される場合に発表されます。発表される津波の高さは3m、4m、6m、8m、10m以上のいずれかで、津波による甚大な被害が出る恐れがあります。

大津波警報は今回の東日本大震災を含め、過去に5回しか発令されたことがありません。

男女共同参画社会の実現をめざして

DUET

デュエット

男女共同参画情報紙

Vol. 19

平成23年6月1日発行／木更津市 企画部企画課 男女共同参画・国際担当 ☎ (23)7427

東日本大震災から3カ月…。地震がきたとき、あなたは家族を守れますか？

3月11日、世界で4番目に大きな地震が東日本を襲いました。災害はいつ起きるか分かりません。もし地震が起きたら…。もし家族が被災したら…。ひとたび大きな災害に見舞われれば、今までどおりの夫婦の役割分担ではうまくいかないことも出てきます。大切な家族を守るため、災害に備えてやるべき3つのことをお知らせします。

やるべき
3つのこと

1. 家族で防災会議を開く
2. 非常時に必要なものを準備する
3. 家を安全な場所にする

1. 家族で防災会議を開く

家族との連絡方法

どのサービスを利用するか決めておく!

災害直後は電話はほとんど通じなくなります。家族との連絡、安否の確認には「災害用伝言ダイヤル171」が便利です。インターネットの「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」もあります。これらのサービスは防災週間などに体験利用ができるので、みんなで試してみるとよいでしょう。携帯電話でも伝言板サービスが利用できるので、家族が使いやすいものを選びましょう。

はぐれたときの集合場所

自宅や職場近くの避難所などを確認しておく!

災害時には学校や公民館が避難所になります。大災害の場合は一時的に公園なども避難場所となります。最寄りの避難所などと、そこまでのルートを確認して、離れ離れになったときはどこに集合するかを決めておきましょう。避難所などの一覧は市ホームページ(http://www.city.kisarazu.lg.jp/)などで確認できます。

子育て情報の共有

赤ちゃんのミルク・おむつ・子どもの生活サイクルなど…

日常生活に戻るには時間がかかるかもしれません。その間も、赤ちゃんは毎日お腹をすかせるし、子どももストレスをためやすくなります。普段、子育てをお母さんまたはお父さんに頼りきりの家庭があれば要注意です。もしかしたら、災害後にそばにいられるのは普段は子育てから離れているお母さんまたはお父さんかもしれません。子どもの好きなもの、習慣など、夫婦で情報を共有しておきましょう。

2. 非常時に必要なものを準備する

☆家族みんなが知っている、持ち出しやすい場所に保管しましょう。

災害後に本格的な救援活動が開始されるまで3日はかかるといわれています。ライフラインが止まってしまうと、しばらくは元通りの生活には戻れません。

貴重品		
現金(公衆電話用に小銭も) 通帳 印鑑 保険証(コピー) ※身分証明書としても使えます。	赤ちゃんのために	粉ミルク(作るための水も)・哺乳瓶・離乳食・歯ブラシ・紙おむつ・衣類・お気に入りのおしゃぶりやおもちゃ(赤ちゃんのストレスを抑えるのに役立ちます)・常備薬
	お母さんのために	母子健康手帳・診察券・お薬手帳・清浄綿・母乳パッド・生理用品 ※生理用品は優秀な止血剤になり、応急手当にも使えます。
	お年寄りのために	常備薬・処方箋・紙おむつ

	最低限必要なもの	あると便利なもの
食料関連	水(1人1日3リットル)・食料	塩(脱水防止)・酢(疲労回復)・サランラップ・紙コップ・紙皿
情報収集用品	携帯ラジオ・携帯電話	文房具・家族の写真
便利品	懐中電灯・乾電池・軍手・靴下	ビニール袋・ろうそく・マッチまたはライター・ヘルメットまたは防災頭巾
清潔・健康のために	救急キット・毛布・衣類・下着類	ウエットティッシュ・タオル・雨具

家族構成によっては、このほかにも必要なものがあると思います。日常生活の中で必要なものを家族でリストアップしながら一日を過ごしてみるのもよいでしょう。